



GAP 普及ニュース 第22号 (2011.9)

一般社団法人日本生産者 GAP 協会

発行：出版委員会

GAP 普及ニュース

巻頭言

GAP 普及 ～手段から目的へ、個人から組織へ～

株式会社 AGIC

GAP 普及部長 田上隆多

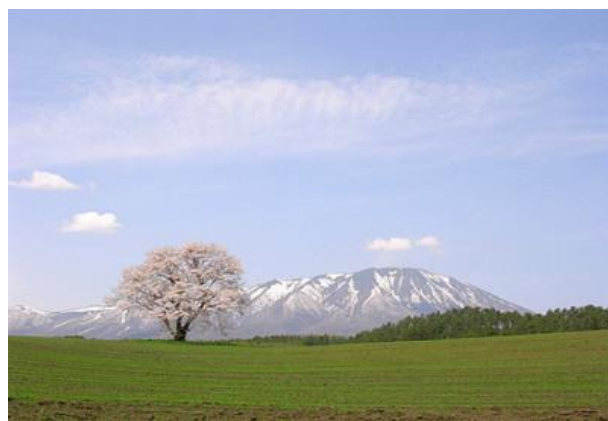
産地の JA や生産法人などの組織へ出向いて、GAP の入門的なセミナーや組織の具体的な改善サポートをするのが私の日常業務です。2006 年から始めた産地訪問は、北は北海道から南は沖縄まで日本全国にわたり、大規模農場から小規模なものまで様々です。

この5年間に訪れた 200 ヶ所以上の産地において、共通する“不適正な農場管理”は、“廃棄物管理”の問題です。ある産地では、使用済みのビニルマルチ類がそこかしこに積み上げられ、簡単には動かさないような状態になっているケースもありました。また、ある産地では、収穫期を終えた大量のキュウリのつるを住宅地周辺の圃場で焼却し、警察に呼ばれる騒ぎになったものもありました。

このような状況は、全国どこへいっても大なり小なりあります。しかし、このようなことが行政や業界の中ではっきりと把握され、問題になっているのでしょうか。少なくとも、私が現場で目にする以外に、このようなことが問題になっている例を聞いたことがありません。「食料・農業・農村基本計画（平成22年3月）」では、食品残渣の堆肥化やバイオマスの活用について記載されているだけで、農業廃棄物利用の記載はなく、このような実態は、ほとんど把握されていないのが現状のようです。

また、各産地では、以前から「コンプライアンス」の確立に向けて取り組んでいるようですが、産地の実態をみると、法令順守のできていない問題がまだまだたくさんあります。廃棄物管理の他にも、農業機械の免許を取得せず、講習も受けていない産地が多く見られます。例えば、大型特殊免許を取得していない作業者が大型の農業機械の運転操作にあたりたり、フォークリフトの講習を受けていない作業者に運搬作業をさせたり、クレーンの免許を持った者を配置していないなど、労働安全に関する問題もたくさんあります。

では、産地はこれらの問題に全く取り組んでいないのかというと、そうではありません。ビニルマルチ類の廃棄については、市町村と JA などが協議会を設けて定期的に回収を代行しているところが多いようです。また、JA や生産組織が単独で農薬の空容器や廃農薬の回収を代行しているようです。それにも関わらず、当該産地の生産者に聞取りをすると、そ



の回収サービスを知らなかったり、知ってはいても利用していなかったりします。利用していない生産者は、「廃棄に費用がかかるから」とか、「年1回の回収日には利用するが、それ以外の時には自宅で焼却する」などと言い、回収サービスをする側に聞くと、「利用率が上がらないからサービスの廃止を検討している」とか、「当JAが販売している資材は、わずかしこ集まらない」などと言っています。地域の普及指導員や市町村の行政に聞き取りをすると、「当然自宅で燃やしてはいけないことになっているが、現状はなかなか難しい」とか、「当市町村では処分方法について適正に規定しており、パンフレットも作成している」という答えが返ってきます。

廃棄物の管理に関するこのような状況は、個々の農業者の意識の低さ、地域や生産組織の意識の低さ、地域を担当する行政の意識の低さなどに起因していることは言うまでもありません。地域でそれなりの制度を整備しているにも関わらず、その実行性がない理由には、「一応やることはやった」ということで満足してしまう傾向が、産地の組織にあるのではないのでしょうか。

農業機械の免許の取得や講習の受講について、あるJAでは、職員には順次取免許を得するように指導し、講習費用等のサポートも充実していましたが、現場の実態は、免許のない者が操作をしていました。せっかく免許を取る仕組みがあっても、現場の実態を把握する仕組みがありませんでした。



このように、現場で常に感じることは、組織では「目的」と「手段」を履き違え、往々にして「手段」を整備すると「目的」を忘れてしまう特性があるのではないかとことです。このことは、どうも「GAP」という言葉の説明にも表れているように思えます。農林水産省を始めとする農林行政の間では、GAPは「農業生産工程管理手法」であり、「農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のことです」と説明されており、GAPは「改善活動」、すなわち「手段である」とされています。本来、英文の「Good Agricultural Practice」の言葉の意味から言えば、「適切な農業の実践」であり、「実践」すなわち「目的の達成を伴う行為」であるはずですが。このような誤解は、行政だけがもっているのではなく、「組織」というものが共通にもっている、ある種の「脆弱性」なのではないかと、過去に起こった様々な組織の不祥事や失態から感じています。

適正農業管理（GAP）という問題を論じる際に、農業者個人の問題とされる事例が多いのですが、実際のGAPの推進にあたっては「組織」に係る問題が多いのです。環境負荷を軽減するための土壌管理や肥培管理を行うのは生産者個人ですが、そのための技術を開発するのは研究者であり、それらの技術を生産者個人に普及するのは地域の普及指導員や営農指導員などです。農業廃棄物の排出者は生産者個人ですが、個人の意識向上だけではなく、適正な指導や不適正な行為を規制する側の意識や行動も重要であり、スムーズに廃棄したりするためのインフラ整備なども必要です。労働安全についても同様であり、食品の安全管理についても、最終的には生産者個人の行動によりますが、適正な指導を行き渡らせるのは地域やその組織です。

このような組織による指導の中で、「目的」と「手段」を取り違えていけば、個人の意識向上は望めないし、個人の意識が向上しても地域全体での改善効果は望めないのではないのでしょうか。組織は、事業計画や基本的な組織管理について様々な目標を設定しますが、

その目標が「〇〇の改善を実現する」「〇〇に新しく取り組む」という具体的な目標ではなく、「〇〇を何件達成する」というような単なる達成目標になってはいませんか。また、目標を達成するための実態を充分把握していますか。GAP 推進の各課題に対しても、何となく「手段」だけを設定するのではなく、具体的な目的とその目的を達成するための手段を明確に設定することが重要です。

「強い農業」、「攻めの農業」、「持続可能な農業」など、様々なテーマで農業政策が示されていますが、どのようなテーマにおいても、「目的」を明確にした上で組織として取り組んでいくことが重要なポイントなのではないでしょうか。

農業情報学会 第 23 回食・農・環境の農業情報ネットワーク全国大会 2011 年秋期 GAP シンポジウムが 10 月に開催

前回の春期シンポジウムは、東日本大震災により中止することになりましたが、半年遅れで同様の内容で 10 月に秋期シンポジウムとして開催することになりました。

今回のシンポジウムでは、去る 5 月に出版しました「日本 GAP 規範 ver.1.0」の内容に基づいて、農場の管理者、農業現場の生産者が GAP をどの程度意識し、GAP 規範を何処まで遵守しているかについて、個々の農家や農業組織等の実施レベルを評価するシステムを、新しい「農場評価制度」として提案します。

この「農場評価制度」は、それぞれの地域の産地や生産者が、「環境と人に優しい農業」を実践することにより、安全性が高く品質の良い農産物を生産する「持続的農業生産」を、どの程度まで達成しているかを評価し、お示しするシステムです。

GAP（適正農業管理）とは、「良い農業を行っている」という意味です。この「良い」という根拠は、農場の管理者、農業現場の生産者が「日本 GAP 規範」を遵守しているかどうかによります。日本には、政府による直接支払い（補助金）のための環境配慮要件（クロスコンプライアンス）もなく、GAP 規準がスーパーマーケットの仕入要件にもなっていませんが、主に「消費者の求める食品安全と環境保全に配慮した行政施策」等により、「生産農家は GAP でなければならない」という要望が強くなってきています。

今回のシンポジウムで提案する新たな「農場評価制度」は、それぞれの農家や農業組織等における GAP の実践について、「日本 GAP 規範」に基づく達成レベルを詳細に評価し、生産者の立場に立って「何処が問題なのか」、「なぜ問題なのか」、「その根拠は何か」、「改善のためにはどうすれば良いのか」などを明示し、農業経営や生産技術の改善指針等を提供します。

この「農場評価制度」によって、農家や農業組織自身が、GAP の必要性や、その真の意味や、具体的な内容について良く理解し、全ての農家や農業組織等が自ら GAP を実践することに努めるようになる「GAP 教育システム」としての制度を目指します。また、この「農場評価制度」は、環境問題や食の安全問題などについて関心を持つ消費者に対して、環境と人に優しい農業実践により安全で品質の良い農産物を持続的に生産している農家や農業組織、産地等についての情報を提供するための評価システムでもあります。

次ページはシンポジウムのプログラムです。最終ページに参加申込書を用意いたしました。

主 催：一般社団法人日本生産者 GAP 協会、農業情報学会
共 催：東京大学大学院農学生命科学研究科 生態調和農学機構(予定)
株式会社 AGIC

農業情報学会 第 23 回食・農・環境の農業情報ネットワーク全国大会
2011 年秋期 GAP シンポジウム

『日本 GAP 規範と農場評価制度』－ GAP 教育システム －

日 時：2011 年 10 月 24 日(月)午後 ～ 25 日(火)

会 場：東京大学弥生講堂（東京大学農学部内）

《10 月 24 日》12:00～受付 13:00 開始

主催者挨拶 二宮正士 日本生産者 GAP 協会 常務理事
東京大学教授・生態調和農学機構

記念講演 『食料生産の価値の総合評価』 鈴木宣弘 東京大学大学院教授

基調講演 『適正農業規範は日本農業の道しるべ』
山田正美 日本生産者 GAP 協会規範委員長

講 演 『「栃木県 GAP 規範」に基づく新たな GAP 推進』
高崎 正 栃木県農政部経営技術課環境保全型農業

講 演 『富山県適正農業規範に基づく農業推進条例』
富山県農林水産部 農業技術課

総合討論 『日本 GAP 規範の活用と地域 GAP 規範の作成』 司会 田上隆一

情報交換会 『GAP に取り組む都道府県担当者相互と関係者の情報交換会』

《10 月 25 日》08:10～受付 09:00 開始 16:00 終了予定

講 演 『日本 GAP 規範「農場評価制度」の概要』
田上隆一 日本生産者 GAP 協会理事長

講 演 『日本 GAP 規範「農場評価制度」の実証について』
田上隆多 株式会社 AGIC

事例報告「日本 GAP 規範農場評価制度の実証結果報告」(内容が変更されることもあります)

- ・岐阜 (JA 飛騨 トマト部会)
- ・栃木 (栃木県開拓農協)
- ・広島 (JA 広島芸北 トマト部会)
- ・福島 (JA 会津みなみ 南郷トマト)

総合討論 『農場評価の位置づけと方法』 司会 石谷孝佑

『環境保全のための GAP』(2)

岡林俊宏

高知県農業振興部環境農業推進課



天敵をあきらめない

侵入害虫に立ち向った 高知の農家たち

Farmers in Kochi never gave up using natural enemies
The farmers fought against invaders

1998年頃から天敵の導入が始まった高知県。2003年頃にはタイリクヒメハナカメムシという天敵を中心としたIPMができてきました。しかし、その頃から、海外から日本にやってきたタバココナジラミ・バイオタイプQという侵入害虫の被害が全国で拡大し、高知県でも大きな問題となりました。特に、天敵を導入しているために農薬散布が遅れた農家が甚大な被害を受けることとなり、一時は天敵利用技術に対する失望が広がりつつありました。

しかし、天敵を導入してきた農家は「せっかく自分達が築いてきた天敵利用技術をあきらめたくない」という声があがりました。そして、県内各地からタバココナジラミを捕食する正体不明のいろいろな種類の虫達の活躍が報告されてきたのです。その虫達は、畑の周りの自然の野山からやってきて、タバココナジラミを退治していました。それは、天敵を生かすために化学合成農薬を使っていない畑だからこそ起こった奇跡でした。そこから、高知県における土着天敵の利用がスタートしたのです。



高知から日本全国へ

天敵が守る私たちの食卓

From Kochi to the rest of Japan
Natural enemies protect our foods



高知県では、冬場の長い日照時間と温暖な気候を活かし、ビニルハウスで150種類もの多種多様な野菜や果物を栽培しています。ナスやシシトウ、ニラ、ショウガ、ミョウガなど、生産量が日本一の野菜も多く、他にもピーマンや小ネギ、キュウリ、オクラなどが多く作られています。

中でも、ナスは高知県の代表的な野菜であり、高知県だけで国民1,356万人分（県の試算）のナスが栽培されています。そのうち、天敵を利用して栽培されたナスは、過半の約800万人分を占めています。きっとあなたも高知県で栽培された天敵利用のナスを食べたことがあるはずです。

エコ農産物を選んでいただければ、豊かな自然環境とそこの生物多様性を守ることにつながるのです！



エコシステム栽培は、
高知県農業協同組合連合会の商標です。

高知ーオランダ王国ウェストラント市友好園芸農業協定

そして今、 海を越えて世界へ!

Horticulture Friendship Agreement between the Prefecture of Kochi and
the Municipality of Westland in The Netherlands



高知県が天敵利用技術のお手本としたのが、施設園芸と環境保護の先進国であるオランダ王国です。高知県のたくさんの農家や研究員、普及指導員が、はるばる海を越えてオランダに天敵利用技術を学びに行きました。そして、これまでの高知県とオランダの地道な交流が実を結び、一昨年、高知県のさらなる環境保全型農業の推進に向け、オランダの中でも環境に配慮した施設園芸が最も盛んなウェストラント市と友好園芸農業協定を締結しました。

この協定の締結は、高知県の新たなスタートとなりました。世界のトップランナーと肩を並べられる環境保全型農業を目指し、これからも高知県は挑戦し続けます。



協定書にサインする高知県の尾崎知事とオランダのウェストラント市のシャーク・ファン・デル・タック市長

《バーチャルシンポ特集⑦》

『労働安全のための GAP』

日本農業機械化協会
前調査部長 石川文武

適正農業規範に盛り込まれる内容にこだわらず、農業生産者が配慮すべき、作業安全、労働安全・衛生に関する基本的項目の解説をします。農作業における事故を減少させるためには、直接的な原因よりも背景となる要因を解明にすることが有効であり、重大事故よりもヒヤリ・ハット体験の収集・分析が有効であること、農業就業構造の再検討が必要なこと、作業安全に間接的に係る作業快適性の項目についても健康維持を意識して配慮すべきこと、土地利用型農業ばかりに目が行ってしまいがちな中で、畜産部門の労働安全・衛生にも配慮が必要なことなどについて述べます。

1. 農作業事故をどのように理解し減少させるか

昔から農作業中の事故はありました。それらは、農具による負傷や家畜との接触によるものが大半でした。昭和 40 年代以降の農業における機械化の進展により、肉体労働の軽減が図られ、これによる農産物の品質・収量の増加も認められました。

しかし、初期の機械化は、機械と作物・土壌との接点における問題の解決に力点が置かれ、それらを扱う人と機械の問題が後回しになってしまい、農業機械がかかわる重大事故が増加することになってしまいました。

昭和 50 年代からは、ILO119 号条約の批准に伴う労働安全衛生法・規則の制定に伴い、農業機械であっても危険な状態で製造・販売することは許されなくなり、危険な部分との接触等を防止するための安全装備が施されるようになりました。同時にソフト面からの指針として農作業安全基準（現在の「農作業安全のための指針」）も定められました。本質的な安全化を強制的に進めると農業機械の販売価格にも跳ね返ることから、その時点でふさわしいと思われる装備でいくことが了承され、技術の進歩に合わせて少しずつ本質的な安全化が行われるようになってきています。

しかし、ご存じのように、農作業事故は減少の兆しが見えません。図 1 は、農林水産省が厚生労働省の協力を得て実施している農作業事故調査データから作成したのですが、なかなか右下がりの折れ線にはならず、「年間約 400 件の農作業死亡事故が発生している」と言われ続けています。

死亡事故が減少しない要因はいろいろありますが、一つには、農林行政の中で農作業安全のための予算・事業が少ないこと、二つには、農業者の間でも農作業事故について問題視する人が多くはないこと、そして、非農業者に対して農作業中の事故の情報が伝わらず、この種の事故についての理解度が小さいことです。

図 2 は、農作業における死亡事故の中で、農業機械別の事故件数が第 1 位である乗用トラクターに係る事故について、転倒・転落事故がどの程度を占めているかを表したものです。平成 11 年以降、その割合が小さくなっていることが読み取れます。これは、乗用トラクターに ROPS（安全キャブや安全フレームのこと）が装着されている割合が上がってき

ていることに対応しています。ROPS が装着されているトラクターでも転倒や転落することはありますが、ROPS が運転者を守ってくれるために、死亡事例には至らなくなっているわけです。と言っても、日本における ROPS の装着率は 50%を超えた程度ですから、転倒・転落による死亡件数が一桁になるにはまだ 10 年以上かかりそうです。

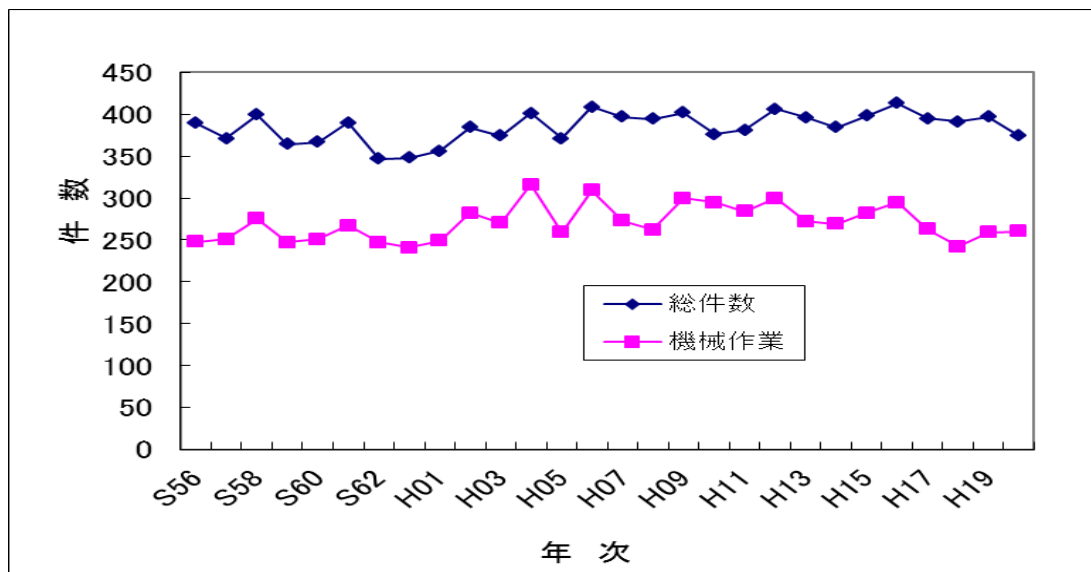


図1 年間約 400 件の農作業死亡事故が発生（農林水産省）

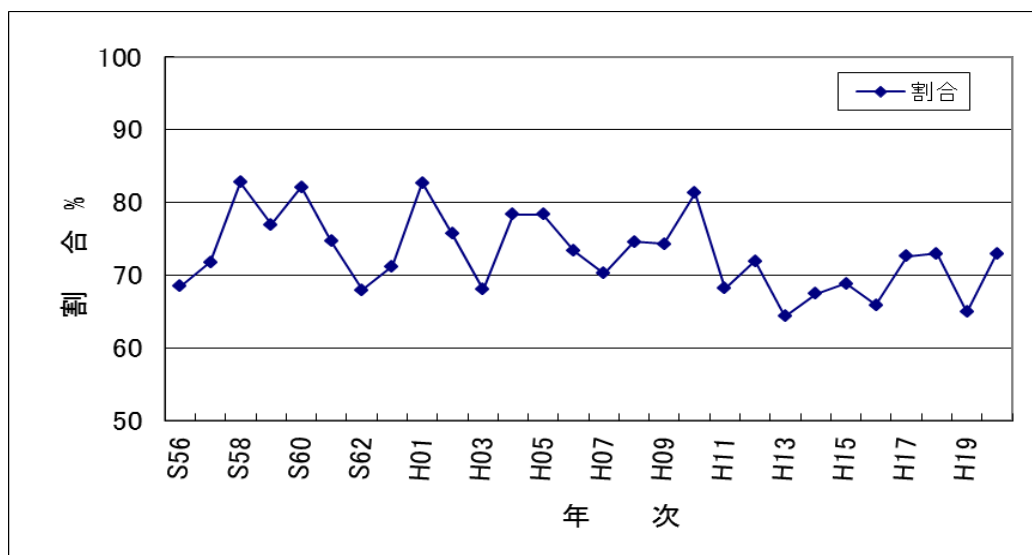


図2 乗用トラクターの死亡事故のうち転倒・転落による割合

図3は、労災事故の発生状況を従事者 10 万人当たりで示したものです。危険業種と言われた建設業では確実に減少しており、全産業でも緩やかではあるものの減少傾向が認められます。しかし、農作業の事故死亡件数は従事者の減少もあり、右上がりの傾向となっており、最近では建設業を上回る危険な業種となってしまいました。建設業では、労使関係が確立されているため、使用者は当然のことながら、労働者も災害を起こさない努力をしているからです。

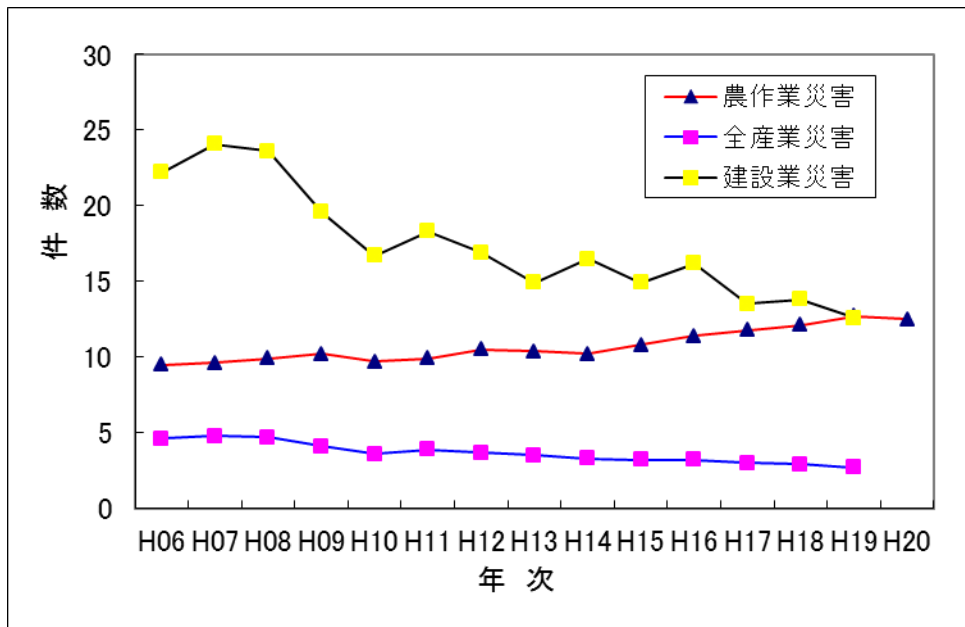


図3 産業別就業者 10 万人当たり死亡事故件数(農水・厚労省資料より)

表1は、交通死亡事故との比較です。死亡の絶対数で比べれば農作業による死亡数は一桁少ないのですが、交通事故の起こりうる背景と農作業事故の起こりうる背景を考えると、農作業における死亡事故は見過ごすことのできないほど多いことに気がきます。このような実態を是非とも非農業者の人達にも理解して貰いたいものです。

表1 農作業事故と交通事故の比較

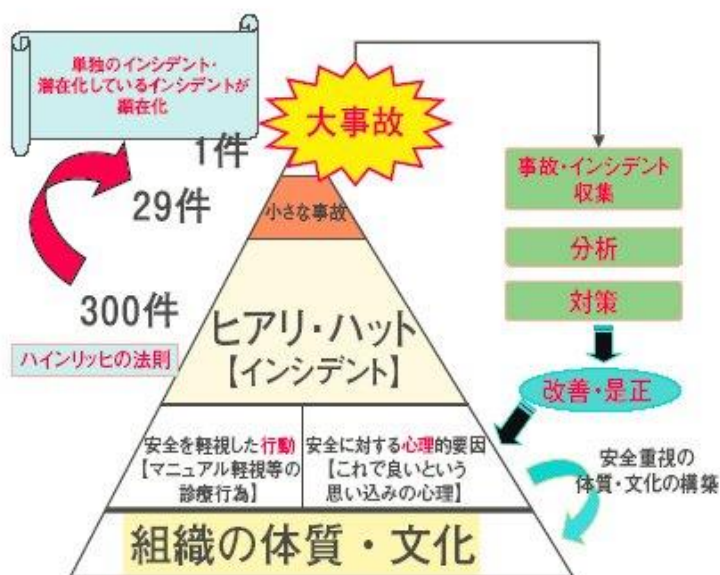
項目	農作業事故	交通事故
年間件数	374(H20)	4,863(H22)
過去最大	440(S49)	約 17,000(S45)
1 日の稼働時間	12 時間程度	24 時間
関係人口(H22)	260 万人	12,700 万人
10 万人当たり事故率	12.7 件	3.8 件
情報	地方紙、業界紙	全国紙、テレビ
対策費	少ない	多い

農作業事故の特徴として、高齢者が事故にあう割合が 79%と高いことが挙げられます。日本全体では 65 歳以上の高齢者の割合は約 17%ですが、農業者では 60%を超えています。農作業事故による死亡者の中で高齢者の割合が 60%程度であれば就業構造と変わらないのですが、加齢による心身の諸機能の低下により、適切な状況判断や危険予知などの能力も低下していることが推測できます。高齢の農業者であっても優れた経験を持っている人が多いのですが、高齢化の影響は簡単には排除できません。多くの若者の農業への就業を促し、他産業並みの就業構造にすることも重要な施策の一つと考えられます。

農作業だけでなく、全ての作業において事故をゼロにすることはできません。しかし、作業に工夫を加えることにより事故件数を減少させることは可能です。事故が発生すれば、事故調査が行われますが、事故調査にあたって直接的な原因のみを重視することは避け、背景要因・間接要因などについても併せて分析しないことには、事故の再発防止対策の立案と実施にはつながりません。「人はミスをする動物」と言われていますが、誰もが犯しやすいミスや失敗を防ぐためには、ハード面、ソフト面、システム面から人の弱さをバックアップする技術を確立することが大切になります。そのためには、人の行動や意識などを理解し、解析する素養が必要になります。時にはプライバシーに立ち入らざるを得ないこともあります。

このような、事故の再発防止のための対策を立案するためには、死亡事故等の重大事故を調査対象とするより、同じような原因でも、軽傷事故であったり、ヒヤリ・ハットした体験の収集と分析が、事故になりかかったいきさつや体験者の本音がわかり、再発防止のための有効な事例となります。

一般産業では、労使関係が成立すれば労災保険の加入が使用者に義務付けられています。農業でも雇用をすれば当然ですが、営農形態によっては特別加入制度があります。事務窓口の設置を渋っている業態もありますが、業務中の災害には基本的に労災が適用されますので、加入組合の設立と加入者数の向上が必須です。



2. 健康維持にも配慮しよう

現代の農業は、農業機械抜きでは成立しません。しかし、農業機械は、使い方によっては健康障害を発生することがあります。事故は瞬間的なことであり、因果関係は分かりやすいのですが、健康問題は永年の曝露によって引き起こされるものですから、知らず知らずのうちに症状が現れます。全身振動、手腕系振動、騒音、農業粉塵、温熱環境など、曝露の条件と回復のための工夫によって、それぞれに特有な症状が現れます。

この種の健康問題は、曝露を回避するための適切な対策を行いましょ。これらの健康問題にかかわる農作業も、作業中の不快感が作業への集中力を低下させることもあり、事故の引き金となる場合もあります。また、農薬散布では、作業の方法によっては農薬による中毒が発生することにもなりますので、防除着等の着用と被曝回避のための作業方法を採る必要があります。

また、農作業における労働管理で大切なこととして、作業計画が適切かどうかも問われます。通常筋肉労働であれば、2時間に1回 20分前後の休憩を取り、強度の高い労働であれば、継続する作業時間を少し短めにして、作業と休憩の時間配分を変えましょ。

また、園芸作物等の出荷調製など屋内作業では、動線を短くするようなレイアウトにするとともに、室内の照明や換気、作業中の姿勢などにも注意を払う工夫が作業効率を高め、疲労の軽減にもなります。

さらに、作業中の事故による被害の軽減対策などと合わせて、適切な作業服の使用と安全保護具や衛生保護具などの使用も重要な項目です。草刈り中に刈払い機による飛散物によって目を負傷する事故の事例が増えています。これにはフェイスガードや保護メガネが有効です。僅か数千円の投資で莫大な医療費の支出と精神的なショックを回避することが可能になります。

乗って行う機械作業が多くなった反動で、農作業のところどころに残されている人力作業や運搬作業などが相対的にきつい労働になっています。腰痛の発生を回避するために、運搬方法や作業姿勢を改善しましょう。

3. 畜産関係の諸問題

農作業における安全問題というと、土地利用型農業に目が行ってしまいがちですが、畜産関係の作業では、畜舎などの施設内における家畜とのコミュニケーションの取り方によっては、大きな事故になることが報告されています。牛に座られる、蹴られる、豚に当たられるなどの事故の他に、施設内でのスリップによる転倒、機械への巻き込まれなどもあります。営農形態によっては家畜管理と飼料生産の両方が行われ、これによって長時間の重労働になります。畜産、特に酪農では、休日の確保も難しくなります。地域内で連携を取って、疲労を軽減するための工夫が重要になります。



4. 事故の芽を摘む工夫と実践を

私達の周囲には危険がいっぱいです。農作業が順調に行われているときには一般に危険が少ないのですが、その中に潜んでいる危険の芽が成長しかかっていることをいかに早く感じ取り、それを退治する・しない、回避する・しないによって、異常事態に突入するかどうかが決まってしまう。つまり、日常的に存在する事故の危険の芽をいかに早く感じ取り、それが身に迫ったときに、その影響を推測し、回避すべき行動を判断し、正常な状態に回復させることが大切です。いわゆる危険予知・予測を日常的に行っていれば、危険の芽を事前に摘むことができます。私達の安全は、自ら意識して創らなければいけないのです。

農業は、工業と比べて、仕事の内容と密度に波があります。また、要求される精度は工業よりも緩いのですが、それぞれに定めた精度に合うような農産物に仕上げるのが要求されます。それによって消費者からの信頼性も向上することになります。小さな工夫の積み重ねによって最大利益を得るために、規則と規律を守る意識を忘れず、事故防止のための適正農業実践の努力を積み重ねて下さい。

《日本と欧州の GAP 比較と GAP の意味》一連載 第 12 回一

スーパー業界が作った農場認証のための EUREP 議定書 (protocol)

GAP 規範に食品衛生管理の要求を加える

EUREP (Euro-Retailer Produce Working Group : 欧州小売業者農産物作業グループ) は、正式の認証者を出した最初の EUREP 議定書 (2001 年 9 月) の前書きで、「先行する環境保全を目的とした多くの GAP 規範があるが、EUREP 規準はそれらに IPM・ICM などを組み込んだ農場認証規準 (Integrated Farm Assurance) である」といっています。また、この農場認証規準は、「農業界における悪い慣行をなくすことにより、消費者の信頼を得るために、小売業者が許容できる最低限度の規準を示したものである」とも述べています。さらに、「個々の小売業者には、これ以上の規準を求める会社があり、農家の中にはこれ以上の水準を満たしている農家もある」とも言っています。

その意味は、EUREP が示した農場認証規準は、小売業者が我慢できる世界最低のレベルなのだから、「この規準を守れない農業者からは農産物を買いません」ということなのです。そして、これは商取引上の要件ですから、「この規準が全ての農業生産の方法に対する命令ではない」とも言っています。つまり「EUREP に加盟していない小売店に販売する農業者に強制するものではない」ということです。こうした点から、私は、EUREPGAP 規準は「商業 GAP 規準」であると表現しています。

商業 GAP 規準としての EUREPGAP 規準の特徴の一つは、GAP 規準の中に HACCP (危害分析に基く重要管理点方式) の概念を入れたことです。同じ議定書の前書きで「EUREP は、政府の定める GAP 規範の実践を手助けし、HACCP の採用を奨励しています」と言っています。その商業 GAP 規準は、農業における GAP 規範の遵守を進めると同時に、「農業生産者は、食品の生産に携わる者として、HACCP は大切なことです」という意味であり、消費者の信頼を維持するために必要な要件として、「この業界 (農業) における悪い慣行をなくさなければなりません」と言っており、GAP 規準の中に HACCP の考え方を組み込んで食品安全の要求事項としているのです。

GAP と HACCP について

GAP 規準における HACCP 的概念について、日本では少し解釈にズレがあるようです。「農業 HACCP」と称して、農業の生産工程を区切り、各行程の重要管理点を見つけ出し、「HACCP の管理原則に従ってリスクを排除する工程管理を行う」と言うものです。つまり、農業を HACCP で管理してしまおうという考えのようですが、EUREP が奨励しているのは、「農業者も食品取扱い業者なのだから、食品衛生の管理をしっかりとしましょう」ということで、「そのための手法として HACCP の考え方を管理の方式に取り込んではどうでしょうか」ということです。

農業は自然環境の中で行われており、農作業は一様ではなく、衛生面における厳密な管理が不可能です。従って、HACCP で規定する「ここを抑えればリスク排除できる」という「最重点管理ポイント」が見つからないのが一般的です。従って、農業に HACCP を導入するというものではなく、農業の一連の作業の中には、衛生管理上で特に注意すべきポ

イントがあるから、予めそれらを認識し、リスク回避の方策を考え、農場の日常の管理の仕組みの中に取り込むことで、可能な限り化学物質や病害微生物などによる農産物への汚染を防ごうということが、現実的な GAP の課題です。つまり、農業に HACCP を導入しようということではなく、「HACCP 的な考え方を農業管理の中に取り入れよう」と考えるべきです。ただし、農業経営では、農産物の生産だけではなく、当然、そこで生産された農産物を商品として取り扱います。食品を取り扱う行程では、HACCP 的な管理というより、正に HACCP の原則で衛生管理を行うことが求められます。

これまでの農家に求められた「食品衛生」要件

一般社団法人日本生産者 GAP 協会が、「日本 GAP 規範 ver.1.0」を刊行するまでは、日本には習うべき GAP 規範がありませんでした。そのために、日本の GAP 規範にもとづく GAP の指導は行われてきませんでした。農業現場の実態が、欧州の農業者と比較してそれほど劣るものではありません。

ただし、EUREP が契約農家に求めている食品業者としての商品管理の面については、日本の農業現場では大変問題を抱えているといわざるを得ない状況です。例えば、農産物の商品としての調製・選果・梱包・出荷の作業が、衛生的に見ると劣悪な状況で行われている例が目立ちます。

EUREP 議定書で、「この業界における悪い慣行をなくさなければなりません。」「そうしないと消費者の信頼を維持するための必要な要件を満たしません。」といていることから推測すると、当時の欧州の農業者も、現在の日本の農業者と同じように、農産物の取扱において、食品事業者としての衛生管理体制が充分ではなかったのかもしれない。

田上隆一

イギリスのレッドトラクター表示制度について



(その2) 認証制度の概要

日本生産者 GAP 協会理事 山田正美

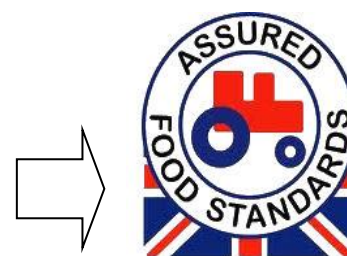
前号では、レッドトラクターのロゴマークを管理している AFS (Assured Food Standards : 食品規準認証組織) の設立の経緯などについて紹介しました。今回は、レッドトラクターマークを表示するために必要な認証制度の概要について紹介します。

この認証制度の最大の特徴は、単に農産物を生産する農場だけの認証ではなく、農産物の輸送や加工、包装といったフードチェーンも含めた全体を認証の対象としています。これにより、消費者はレッドトラクターのロゴマークのついた食品は、生産現場から小売店の棚に並ぶまでの一連の流れの中で、認証規準に従った管理がなされ、安心して食べられるイギリス産の食品であるということを確認することができます。となっています。

このシステムを支えている認証システムは、基本として6種類の農場認証規準とサプライチェーンなどの規準から成っています (表 1)。

表1 レッドトラクターの認証スキーム（基本）

農場の認証規準（6種類）		流通・加工等の認証規準
<ul style="list-style-type: none"> ★コンバインクropp（穀類、油糧種子、豆類、甜菜） ★青果物（果実、野菜） ★鶏生産（鶏肉） ★イギリス産豚（豚肉） ★酪農場（牛乳） ★イギリス産食肉（牛肉とラム） 		<ul style="list-style-type: none"> ★家畜移送 ★家畜市場と収集センター ★食肉処理場、小分け、包装施設 ★農場内給餌に対する産業界実践規範 ★サプライチェーンを通しての適用規準
検査	★検査と制裁措置に関する規準	



レッドトラクターのロゴマークは農場認証とサプライチェーンの全ての段階の認証を得て初めて食品に貼付することができる。

注：農場認証の6つの部門のスキームは全てAFSが所有しています。その他、イギリスの一部で運用されている特定の分野における多くのスキームは、『同等なもの』として認識され、これらのスキームによって認証された農場からの生産物は、レッドトラクターロゴを付けることができます。

こうした認証規準の基本的な考え方には次のようなものがあります。

健全な環境の維持

イギリスの農業者は国土面積の四分之三を管理していることから、農業は景観と田園地帯に大きな影響を与えることとなります。そのため、レッドトラクター認証の農業者に、野生生物の生息地を保護することや小川や河川の汚染を確実に防ぐことを要求しています。青果物（果物や野菜）の規準では、農産物の安全を確保し、環境を保護するため、特に農薬の使用を減らすことに重点を置いています。



アニマルウェルフェア

イギリスをはじめヨーロッパでは、家畜にストレスを与えずに飼育するための詳細な規準があります。レッドトラクターに認証された農業者は、家畜の休息場所と十分な大きさの退避所、さらに新鮮な水と適切な飼料の供給が要求されます。牛、羊、豚、鶏といった家畜が、自然な振る舞いができるよう、十分なスペースの提供も要求されています。



食品の安全

どこでも発生する可能性のあるサルモネラやカンピロバクターといった食中毒菌が食品について安全を脅かすことのないよう、レッドトラクターの食品安全の規準は、農産物の生産者や食品のメーカーに対し、

Red Tractor のHP より引用

清潔であることを保証し、かつ農場からスーパーマーケットの棚に並ぶまで一貫して汚染のリスクを最小にすることを要求しています。

専門家による厳密な規準作成

レッドトラクターの規準は、フードサプライチェーンの専門家、経験豊富な科学者およびアニマルウェルフェアや食品安全・作物保護のような問題についての個別の専門家と相談しながら、数年にわたって改良され洗練されてきたものです。また、最新の科学的成果については調査した上で更新しています。そして規準の中身は国民がいつでも見られるようウェブサイトには完全な形で公表しています。

厳格な検査と違反した場合の処罰

規準の検査は、農業者や食品会社に都合良く解釈できるような曖昧なものではなく、意味のある実践可能なものであるべきだとしています。そして、レッドトラクター規準に沿って仕事をしている 78,000 人の農業者、400 以上の食品包装業者および食品メーカーは、一部の例外を除き、少なくとも一年に一度は厳格に検査されることになっています。扱っている食品にレッドトラクターのロゴマークが表示されるためには、その食品に関係する全ての人達がレッドトラクターの規準に従わなければなりません。懸念すべき相当の理由を見つけた場合は、躊躇せずに認証を一時停止させるなど、厳格な運用が行われています。

以上紹介したように、レッドトラクターの認証規準では環境保護やアニマルウェルフェアなど、GAP 規範の遵守にもかなりの力を入れています。認証規準と厳格な検査がセットとなって、レッドトラクターの規準が守られてきており、国民にも大きな信頼を得ている要因となっているものと考えます。

以下次号に続く



Red Tractor の HP より引用

(主な参考資料)

- ・レッドトラクターホームページ(<http://www.redtractor.org.uk/>)、2011 年 2 月取得
- ・レッドトラクターPR パンフレット、2010 年 11 月

『日本適正農業規範』（日本 GAP 規範）の簡単な紹介（第 6 回）

山田正美（GAP 規範委員会）

[注：文中（ ）内の参照番号は

『日本 GAP 規範 Ver. 1.0』の項目番号です]

今回は第 4 章の「農場の施設・資材管理」について紹介します。

第 4 章 1 節 はじめに

第 4 章で取り扱う施設・資材とは以下のものを指します（4101 参照）。

- ・農薬、肥料、燃油、その他資材、農業機械などの保管倉庫
- ・育苗、栽培のための施設
- ・収穫した農産物の洗浄、選果、調製、梱包、保管等のための施設

- ・作業者の休憩所、事務室
- ・その他農業活動に関わる全ての建物や構築物。

こうした資材や施設を適切に管理しないと、思わぬ事故を招くことがあります。どこにリスクが潜んでいるかを検討し、必要な場合は改善することが重要となります(4102 参照)。

また、環境への温室効果ガスの排出を抑制するため、施設の断熱効果を高めて熱効率を上げるなど、環境負荷の低減を図るようにして下さい(4103 参照)。

第4章2節 育苗施設における種子・種苗の生産と管理

購入した種子類は、播種した後に問題が発生することがあるので、購入会社名、購入年月日、ロット番号など必要事項を記録しておいて下さい(4201 参照)。種子類は肥料や農薬が付着しないようにし、低温、低湿の環境に保管することも大事です(4202 参照)。

施設での育苗では、使用した農薬が土壌残留し、育苗後に作付した作物や地下水に影響することがあるので、育苗箱の下にシートを敷くなど細心の注意を払う必要があります(4203 参照)。



水稻育苗ハウス

第4章3節 施設による養液栽培

施設の養液栽培では、植物体残渣の処理や培養液、培地の廃棄といったことが問題となるので、事前に管理計画を立てておいて下さい(4301 参照)。

栽培終了時の排水となる培養液については、その量や無機成分濃度をできるだけ少なくすることや、液肥として露地栽培への再利用、場合によっては葦などによる生物浄化による養分吸収についても検討して下さい(4302-4305 参照)。

病虫害の心配がない植物残渣は、堆肥化して再利用して下さい(4306 参照)。

ロックウールや礫、ピートモスなどの使用済み培地のうち、有機物のように自然還元できないロックウールなどは、産業廃棄物として処理する必要があります(4307 参照)。

第4章4節 肥料の保管と取扱い

肥料には多くの種類があり、それぞれの性質によって取り扱い方も変わってきます。中には火気、湿気、衝撃等により発火したり爆発したりする恐れのあるものもありますので、火気、直射日光、高温、雨、露、霜、物理的衝撃等の影響を受けないように保管して下さい。500kg以上の生石灰を補完する場合は、消防署への届け出が必要です。詳しくは製品ごとの『製品安全データシート』を参考にして下さい(4401,4404-4406 参照)。

肥料は定期的に在庫を確認し、可能なら施錠できる建物に保管して下さい(4405 参照)。万一肥料が流出したときのリスクを事前に検討し、事故発生の場合の緊急時対応計画を立てておいて下さい(4402)。



一般的農家の農薬保管状況
(改善の余地が多くある)

第4章5節 農薬の保管と取扱い

農薬は非常に少ない量であっても深刻な汚染を引き起こすことがあります。農薬の散布はもちろん、混合や充填、洗浄等の作業は汚染を避けるために慎重に行わなければなりません。農薬を扱う人は研修を受けるなどして農薬に関する知識と技能を身につけて下さい。

農薬の保管庫は衝撃に強く燃えにくい素材でできており、直射日光の当たらない冷涼で乾燥した場所に保管することが必要です。また、全ての農薬が漏出した場合でも保管庫から外に出ないようにしなければなりません。さらに、関係者以外が使用できないように鍵をかけることも必要で、在庫管理により保管量を把握して下さい（4502,4503 参照）。

農薬を使用した後の空容器は、袋の場合は袋をたたいたり、瓶の場合は何度かすすいだりして容器の中に農薬が残っていないことを確認してから廃棄して下さい（4504,4505）。

農薬散布に使用した噴霧器やタンクの洗浄は、漏出液や洗浄液が河川などの環境を汚さないよう安全な場所で行って下さい。その際、洗浄液はあらかじめ準備した安全な廃棄場所で処分することが重要です（4506,4507）。

期限が過ぎた農薬、空容器、農薬の付いた防護服などは、地域の回収システムか産業廃棄物の専門業者を通して処分して下さい（4509-4511）。

第4章6節 燃料油の保管と取扱い

燃料油の貯蔵設備の破損や温室加温用ヒーターのバルブの閉め忘れ等により油を含む水が河川に流出したときは、事前に準備された緊急時対応計画によって適切な緊急対策を講じる必要があります（4601 参照）。

このような事態にならないように、燃料油の貯蔵容器は適正なものを使用し、関係者以外の人立ち入らないようにするとともに、万一漏れても外部に拡散しないよう、防油堤を設置し、砂などの吸収材を備えて下さい（4602-4604 参照）。また、静電気が起きやすい服装をはじめ、火気は厳禁です（4605）。

一定量以上の農業用燃料油の貯蔵施設には、法律による規制がありますので、消防署の相談して下さい（4607 参照）。

第4章7節 農産物の取扱い施設

この節では、農産物そのものの安全（第8章参照）ではなく、農産物を取り扱う施設における環境・食品・労働のリスクと、作業にかかる病原菌や化学物質、異物などの混入リスクの低減について記載しています（4701 参照）。

施設は常に清潔にし、十分な照明と換気が確保されるとともに、使用する設備や機械器具類は定期的に点検・整備・清掃を行い、衛生的かつ安全に管理して下さい（4702,4703 参照）。また、農産物の調整や保管に用いる容器も定期的に清掃するなど衛生的に保管して下さい（4705 参照）。

施設内では、収穫した農産物の洗浄、選果、調製、梱包、保管に必要なものは、離れた場所に保管して下さい（4704 参照）。もちろん、ペットや野生動物は、異物混入や病原微生物による汚染の原因となるため、侵入させない対策が必要です（4706 参照）。



一般的農家の出荷調製作業
(改善の余地が多くある)

《アセアン加盟国における GAP 導入状況》

一般社団法人日本生産者 GAP 協会
常務理事 石谷孝佑

前回の21号の「GAPに取り組むアセアン諸国」という記事で、アセアンのGAPに取り組む状況についてお話ししましたが、今回は、アセアン加盟国のGAPの導入状況について、アセアンとFAOの資料をもとにお話をします。

アセアン加盟国は、以下のような10カ国で、abc順にブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムになります。アセアンでは、2006年11月にシンガポールで開催されたアセアン農業大臣会合で、ASEANGAPを採用することを決定しました。その目的は、①消費者に対する野菜・果実等の安全性と品質を高める、②農業環境を保全する、③農業従事者の健康と安全を守る、④地域内外の取引を容易にすることであるとしています。これによって作られたアセアン統合のロードマップでは、ASEANGAPの少なくとも「食品安全モジュール」の導入を行うこととしています。

まず、ブルネイのBruneiGAP規準は、ASEANGAP規準をベースにし、野菜と果実を対象にしたNationalGAP規準が作られています。

カンボジアについても、ASEANGAP規準をベースにしたNationalGAP規準が作られています。

インドネシアは、2004年にGLOBALGAP規準に基づき、野菜と果実を対象に作成したINDON-GAP規準というNationalGAP規準があり、農業省が運営しています。現在、INDON-GAP規準をASEANGAP規準に調和させるよう調整中です。

ラオスは、ASEANGAP規準をベースにしたLoaGAP規準をNationalGAP規準として作成中です。英文の規準は既にできており、ラオス語のものを作成中です。

マレーシアは、NationalGAP規準としてSALM program (Good Agriculture Practice Scheme Malaysia) というスキームを2002年に導入し、農業局が運営しています。安全で高品質な農産物を生産すると同時に、環境保全と農業従事者の健康・安全を目指しています。ASEANGAP規準に調和させる作業は既に対応済みです。

ミャンマーは、ASEANGAP規準をベースにしたNationalGAP規準が作られています。

フィリピンは、野菜と果実を対象に2006年にDA-GAP規準を構築し、農業局が運営しています。この規準は、国内と海外の市場へのアクセスを改善することと、消費者の食の安全と品質に対するニーズに応えるよう、農業生産者の能力向上を目的にしています。

シンガポールでは、農産物生産はほとんどありませんが、2004年にGAP-VF認証スキームを導入し、食品安全を中心としたトレーサビリティに力を入れており、農産物獣医公社が運営をしています。ASEANGAP規準に調和させる作業は既に対応済みです。

タイは、実質1999年からスタートし、EUREPGAPをモデルにしていましたが、2004年から野菜・果実・穀類等の食品安全を中心としたタイ独自のNationalGAPとしてQGAP Programを導入し、農業協同組合省が運営をしています。QGAPはASEANGAP規準に調和させる作業は既に対応済みです。QGAPの他に、GLOBALGAP規準に準じたThaiGAPがあり、民間が運営されています。

ベトナムは、2008年にASEANGAP規準をベースにして野菜・果実・茶を対象にしたNationalGAPとしてVietGAPを開発し、農業農村開発省が運営しています。

OECD「対日環境保全成果審査評価 勧告」と「日本 GAP 規範」

田上隆一

日本の縦割りの弊害や環境政策を厳しく勧告

OECD（経済協力開発機構）環境政策委員会が、日本の環境政策の取組み状況を審査した「対日環境保全成果審査 評価と勧告」を、2010年5月に発表しました。この勧告では、日本には「持続可能な発展に関する政府の施策をとりまとめる具体的な組織が存在していない」と厳しく指摘しています。この審査は、日本の環境政策の多岐にわたっており、各省が独自の政策を進めがちな日本の現状を把握し、「政府の全てのレベルにおいて、分野別政策および環境政策の効果的かつ一貫性のある統合を確保するため、組織間における協力を強化すること」という厳しい勧告になっています。

また、グリーン化を刺激する政策については、「環境関連の税の利用拡大、反環境的効果を持ったり、汚染者負担原則に矛盾するインセンティブや補助金の削減などを視野に入れ、2011年の税制改正で環境への配慮を中心に据えること」などの具体的な勧告が含まれています。

持続可能な農業への政策提言

持続可能な発展についての勧告として、他に「事前・事後の経済的評価の強化や諮問機関の独立性を高めることにより、環境政策の評価を改善すること」と指摘し、そのために「現在の法体系を統合して簡素化し、より一貫性のあるものとするため、1993年の環境基本法をレビューし、改正を行うこと」「2009年に制定された環境情報戦略を精力的に実施すること」「水量および水質の管理の統合をさらに進めること」などと、日本の環境政策に踏み込んだ勧告をしています。具体的には、「農業や小・中サイズの汚染源による環境汚染を減らすこと（重金属に対してミニマム環境基準を厳格に適用することなど）」、それらを通じて、「内水面および沿岸の水質への負荷を減らす努力を再び活発化すること」など、農業分野に関する勧告も多くなっています。

貿易交渉と世界の農業環境政策

EU（欧州連合）では、農業者を支援するために、農業者に直接補助金を支払っていますが、農業者が受給するためには、「環境を保全する農業の実践、農地の良好な農業環境状態の維持、食品の安全性、野生動物や植物の健全性の確保」ならびに「動物福祉の確保」を「GAP 規範」に準じて遵守することが義務付けられています。

これに対して、日本では多額の補助金が農業分野に支払われていますが、その大部分は、「政府が生産を奨励ないし誘導しようとしている作目の生産量や栽培面積に応じて支払いを行なう生産関連の補助金」であり、環境保全を支払い条件にしている農業環境対策事業は極めて少ない状況です。1993年に合意したガット・ウルグアイ・ラウンドの農業交渉では、農業と環境の関係について大まか次のように合意しています。

①政府の国内農業に対する補助金の刺激による農産物の輸出促進、国内農業を保護するための輸入農産物への関税は、公正な自由貿易を歪曲させる。②政府が国内農業を刺激したり、保護するための補助金は、農業者による農薬、肥料、灌漑水などの潤沢な利用を助長して環境を汚染している。③上記の①と②から、政府の農業補助金による生産の刺激や

保護的な補助金は削減するが、環境汚染を減らし、農業のもつ多面的機能を発揮させるための政府の補助金は削減対象から除外する。

その後の世界の農業政策は、環境保全型農業の振興を前提とした上での輸出入対策が共通の認識になっています。

農業の支援政策を環境保護型にデザインし直すことが必要

OECD では、農業分野に関して、環境や資源を保全しつつ農業生産を持続的に発展させることを目標の一つに掲げて、様々な調査・分析を行って、日本の農業政策に対して以下のように勧告しています。

1. 日本では、農業は高度に保護され、農業補助金の圧倒的大部分は生産レベルに関したものである。そのために、環境に対して潜在的にマイナスの影響を与えている。

2. 日本では、農業支援全体の約 95%が生産関連であり、OECD 平均の 55%よりもはるかに高い。特に価格支持が 85%を占めているため、肥料・農薬などの投入物の使用を助長し、水質や土壌などの環境に有害である。

3. 日本の農地の単位面積当たりの肥料と農薬の使用量は、OECD の平均よりも明らかに多いまま推移している。このため、環境インパクトを最少化し、生物多様性を保護するために農業支援策をデザインし直すことが必要である。

4. 日本の農産物価格は高く、消費者は農産物に対して世界の市場価格の約 2 倍も支払っている。日本は高い支持レベルを引き下げ、生産に対する支援から、農業者に対する直接支援に切り替える必要がある。支援の内容構成を変えることは、農業者、消費者および環境に利益をもたらすであろう。

5. 日本の化学肥料と農薬の使用量を半分にする「環境にやさしい農業」に対する直接支払導入の支払額は農業者に対する総支払額のわずか 0.5%にすぎず、他の主要 OECD 国における農業環境支払と比べて極めてわずかにすぎない。2002 年のレビューで勧告したように、農業支援

窒素の余剰投与

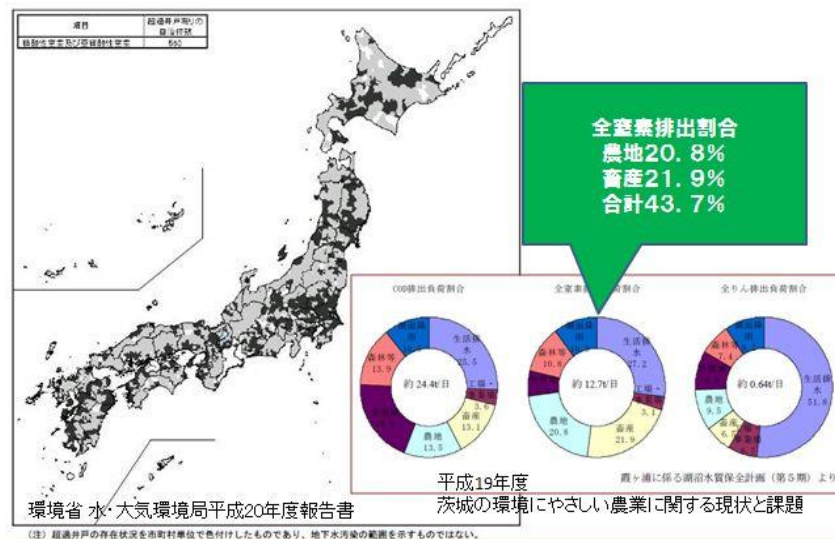
農地の栄養バランス(OECD諸国)



本川裕:社会実情データ図録「食品・農林水産業」

地下水・河川・湖沼の硝酸汚染

図6 環境基準超過井戸が存在する市区町村 (硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素)



(注) 超過井戸の存在状況を市町村単位で色付けたものであり、地下水汚染の範囲を示すものではない。

を適切な環境基準の達成を条件にすることが必要である。

6. 日本には、養分負荷に占める農業のシェアを明確にした情報はほとんどないが、湖沼や沿岸域では、農業からの高養分負荷等の富栄養化によって藻類繁殖が生じている。間接的証拠から農業が内陸や沿岸の水系の富栄養化の重要な要因となっている。

7. 日本の農薬使用量は OECD 国のなかで非常に高い。現在のところ有機農産物の生産量は、重量ベースで農業生産のわずか 0.2% にすぎない。有機農業技術は、今後日本でもっと採用されてしかるべきである。

縦割りの弊害をなくして一貫性のある「GAP 規範」の政策を

OECD 勧告が日本について指摘している農業が主たる原因の環境問題は、地球温暖化ではありません。日本では農業が水質汚染や生物多様性劣化の大きな原因になっているので、これらに真剣に取り組む必要があると指摘しています。また、OECD は、日本の農業政策で採られている生産関連の多額の補助金は、消費者に高額な農産物価格を強いているだけでなく、環境にも負荷をかける温床となっていることを繰り返し警告をしています。

日本が農業を続けて行くためには、この問題に真剣に取り組むことが必要であり、世界の先進国では、そのために「GAP 規範」が策定され、様々な法的規制と指導体制がリンクして持続的農業の基盤となっているのです。EU、スイス、ノルウェー、アメリカなどを中心に多くの OECD 加盟国では、農業環境を保全するために、農業者に対して「環境と人に優しい農業生産の実践」に対する助成金を支払っています。これは、近年では「法的規則や GAP 規範で規定された基準を超えて、環境と人に優しい農業方法を実践する」ことが条件になっています。

日本では、そもそも、農業による環境汚染の深刻さが広く国民に知らされていません。環境汚染の認識が無いところに、「GAP 規範」の必要性や GAP に対する要求等が生まれにくいのは当然です。行政も農業団体も、農業による環境汚染の実態を表に出したがるが、もっぱら「多面的機能」など農業が発揮するプラスの機能のみを宣伝しているところに問題があります。OECD が勧告するように、食料自給率の向上、中山間農業の振興、新規就農者の支援などの農業政策と、環境と人に優しい農業生産方法 (GAP) を奨励する政策は、それぞれ別個のものではなく、表裏一体の課題として実施しなければなりません。省庁間ばかりか、農林水産省の中でさえ、「食品安全を主目的とした GAP」と「環境と調和のとれた農業生産活動規範」が別々に推進されるなど、OECD が勧告する縦割りの弊害の解決が日本の GAP 推進の大きな課題です。

一般社団法人日本生産者 GAP 協会が策定した「日本 GAP 規範 ver.1.0」に示されている日本農業の課題と適切な実践について、総合的な視点で推進することが強く求められています。

参考

1. OECD (2010) Environmental Performance Reviews: Japan 2010, p195. OECD, Paris, http://www.oecd.org/document/24/0,3746,en_2649_34307_46265112_1_1_1_1,00.html
2. 「対日環境保全成果審査 評価と勧告 (仮訳)」
http://www.env.go.jp/earth/info/oecd_epr3/epr-ar_JA.pdf
3. 環境保全型農業レポート 171、「OECD が日本の環境パフォーマンスをレビュー」
西尾道徳 <http://libnews.ruralnet.or.jp/nishio>

『放射能の広がり、詳細な地図に』

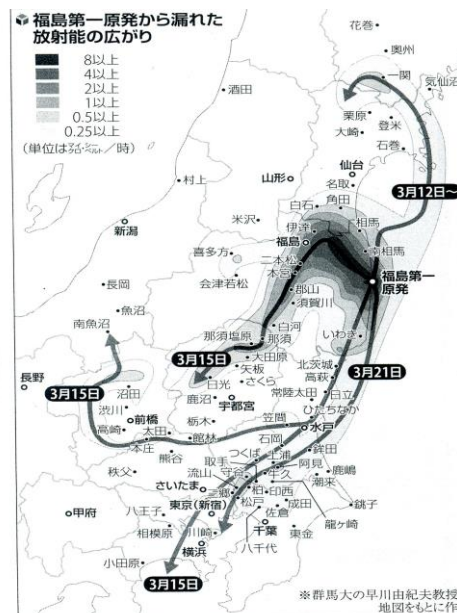
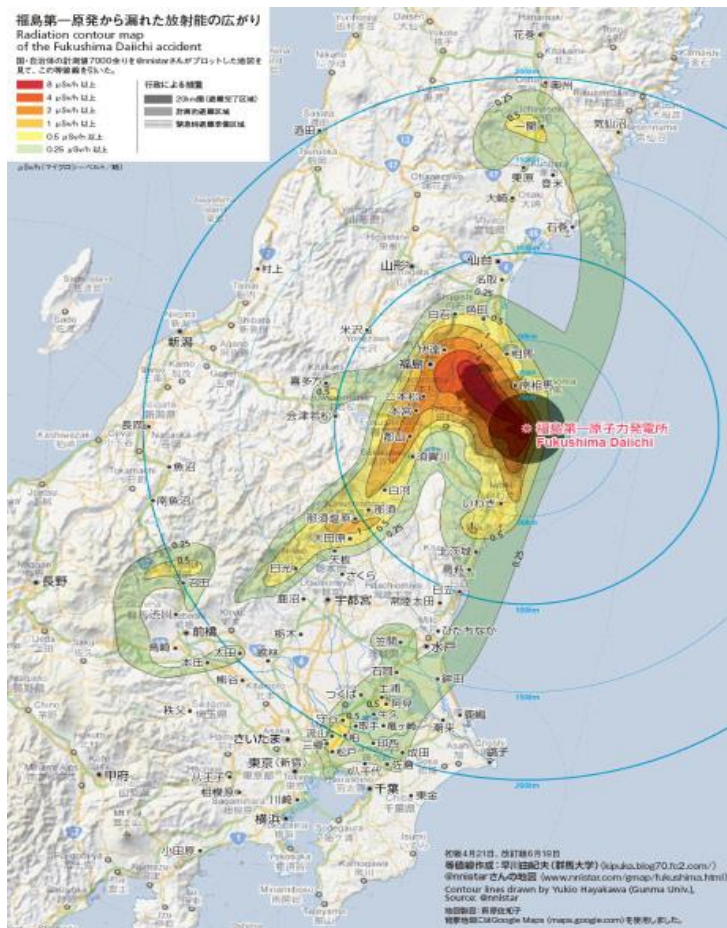
7月31日付けの読売新聞に、上記のような見出しで3月12日、15日、21日における福島原発からの放射能の流れが図で示された。この地図は、群馬大学の早川由紀夫教授(火山学)の手になるもので、7月26日に3訂版が公表された。この地図を拡大してみると、宮城県北・岩手県南や千葉県の我孫子・柏・松戸などのホットスポットも一目で判るようになっている。

リスク管理をする場合、まずどのようなハザードがあり、それがどの程度の確率で存在するかというリスクを評価することが重要であるが、今回の放射能が拡散する事態になっても、公式の放射能汚染マップが示されていない。

そのため個人的に大学の先生やマスコミ、外国の専門家などが独自に調査した結果が、雑誌やインターネットなどで紹介されている。

早川教授によると、この地図と、事故後の各地の放射線量の変化、風向き、天候を突き合わせると、現在の放射線量は大半が3月12日から23日までの2週間に放出された放射性物質によるものという。

先ず3月12日に原発から出た放射性物質は、風に乗って北に向かい、午後9時には南相馬市を通って海沿いに北進し、西に向きを変えて宮城県北部から岩手県南部の一関市方向に向かった。3月15日未明に放出された放射性物質は南に向かい、午前4時頃福島県いわき市を通り、午前9時には東京に達した。風は茨城県水戸市付近で枝分かれし、一部は群馬県の方角に向かい、当時雨が降っていたため、川場村・沼田市等の放射線量の高い地域ができた。15日の午後6時頃、原発周辺の風向きが変わり、北西に向かったため、雪が降っていた福島県飯館村等に深刻な影響を与えた。風は途中で向きを変え、放射性物質は伊達市、福島市、郡山市を汚染させて栃木県に入り、那須塩原、日光に達した。千葉県北西部の我孫



子・柏市・松戸市などに影響を与えたのは3月21～23日のものである。首都圏では15日にも放射性物質が通過しているが、一過性で終わり、21～23日には雨が降っていたため放射性物質が地上に落ち、この地域を汚染した。早川教授は、「放射性物質は、地上数十メートルの風に乗れ、地上を舐めるように移動した」と見ており、「これを地図にすることで、どこにどの程度の汚染があるのかを把握できる」と言っている。まさに放射性物質のリスクマップである。これで判るのは、福島原発で爆発が起きた日時と汚染の発生が必ずしも一致していないことである。

福島の高度汚染地域の住民は不安に駆られ、「どの程度の放射能があるのか」を自分で測定して確かめることになり、これが一層の不安を掻き立てている。リスクがあると判断されたときに、どこにどの程度のリスクが存在するかという「リスクマップ」が重要になることは、この5月に出版した「日本GAP規範」の中でも図を用いて説明し（GAP規範の21頁）、適切な対応が必要なことをGAP普及ニュースでも説明してきた。今回の放射能によるリスクを具体的に示す「放射能汚染マップ」が早く作られていれば、お茶や牛肉の汚染も、腐葉土や米の汚染も、これから起こるであろう様々な農産物等についての放射能汚染も回避できたはずである。米の放射能測定が一斉に始まっているが、代掻きの前に汚染の実態を把握し、代掻きにより汚染を減らす対策が取られていればと悔やまれる。

今回の放射能汚染騒動とそれによる風評被害は、政府の言うような「東電のせい」ではなく、ひとえに政府・行政の対応の不備による人災であるといえる。事故が起こった時に、直ちに英知を集め、適切な対応をとる必要があるが、今回の原発事故では英知が集められている気配がなく、後手後手の対応により被害が拡散し、より深刻な事態を招いている。ここでも、政府・行政に放射能に対する「リスク認識」がなかったといえよう。

ありとあらゆる農林水産物に対する放射能汚染が今後大きな問題となり、稲わら同様に全国に直接的・間接的な被害を拡散させることになるであろう。我々生産者は、このような問題に適切に対応し、併せて風評被害も克服していかねばならない。

それには、公式の詳細な汚染マップによる情報提供を求めると同時に、「GAP普及ニュース」20号で紹介した直売所「みずほの村市場」の取り組み事例も参考になる。そのポイントは、問題になっていることを自ら正確に把握し、測定したデータを消費者等に隠さず全て公開していくことである。政府の弁解のように、「パニックを恐れてスピーディーによる汚染情報を公開しなかった」というようなことがあってはならない。汚染の状況を隠したからこそ、現在の大問題が引き起こされているのである。

また、政府の対応はきめ細かさに欠けており、いまだに行政区での対応をとっている。当初、北茨城の野菜の放射能汚染により全県の野菜の出荷停止を指示された茨城県である。今、汚染マップを見れば、どこらあたりが危ないのか容易に理解ができる。8月1日に「岩手県の牛の出荷停止を命令した」と言えば、四国ほどの面積がある畜産県岩手の全県の牛の出荷が全てストップし、実質的な被害と同時に、風評被害も拡散してしまう。できるだけピンポイントに規制をし、細かな情報を発信していくことこそ、風評被害を回避することにつながるかと考えている。

参考資料：<http://kipuka.blog70.fc2.com/blog-entry-397.html>

「放射能ホットスポットマップ」オークラ出版（2011.9）（規範委員会）

『食の安心を求めて放射線量を測定してみました』

㈱AGIC 山藤万里子

私の住む町は、6月の調査で空間放射線量率が平常時を超えた13市町村（北茨城、大子、高萩、日立、常陸太田、東海、ひたちなか、茨城、鉾田、美浦、牛久、守谷、取手）で、米の「収穫1週間前をめぐりに1市町村当たり3カ所を選んで玄米を検査する」という中にあります。そこで、「米以外の農作物は大丈夫なのか」と心配になり、会社からガイガーカウンターをかりて測定してみました。

まずは、8月5日（金）自宅屋内の放射線量の測定（マイクロシーベルト/時）

リビングの円テーブル 0.06、☆北東の窓の枠 0.03、★北西の窓の枠 0.24 これにはびっくりしました。早速、濡れたペーパーで拭いたところ、0.18 に軽減されました。そこで、水で洗い流したところ、0.06 に激減しました。どうも、放射能は拭いたぐらいではだめで、洗い流す必要があるようです。屋内の地上1mの空間線量は0.06でした。

最近、地元の知合いの方が軽トラックで自作の農作物を売りに来るようになりました。本業は農業ではありませんが、農地を所有しているので野良仕事が好きで作っているようです。この原発事故でもなければ、私も喜んで彼女の農産物を購入するところですが、いささか心配でもありました。それでも購入し、とても美味しくいただきました。採れたてのトウモロコシは本当に甘くて美味しく、ナスも皮が柔らかくて美味しかったのです。ガイガーカウンターを借りてきた時に、唯一残っていたピーマンを測定したところ、0.12 という数字が出ました。水洗いして紙で水気をふき取って測定すると、0.06 に数値が落ちました。洗えば一安心です。

次の日（8月6日土曜日）、A市にある農作物直売所に行って、A市、B市、C市の農産物を購入し、放射線量を測定してみました。

A市	Aさん	人参	250円	0.14
A市	Cさん	なす	168円	0.12
A市	Dさん	玉葱	140円	0.06
B市	Eさん	ピーマン	157円	0.09
C市	Fさん	きゅうり	210円	0.21 →
		水洗い・ふき取り		→ 0.14
C市	Eさん	新蓮根	300円	0.06



そして、私のベランダ菜園のミニトマト、震災后市販の土を入れ、苗は県西地区の農家さんからいただいて育てているものですが、線量が0.21ありました。ちょっとショックでした。水洗いして測定したところ、0.06 に数値が減りました。これは、どういうことなのでしょう。雨にかかったせいでしょうか。

門扉の前の汚泥は、0.32 あったのですが、あまり気にも留めず、ほうきで掃いてしまいました。その後、お隣の空き地の雑草を業者が刈りに来て、汚泥もきれいに掃除していきましました。今までには無かったことです。

ちなみに、飼い猫は0.03 でした（きっと、始終舐めているせいでしょう）。気になったのはC市のFさんの「きゅうり」です。どんなに洗っても、放射線量が0.14 とわずかで

もあるということは、外側に放射性物質が付着しているのではなく、中から放射線が出ているということになるのでしょうか。C市は上記の汚染されている13市町村には含まれていないのですが。でも、その「きゅうり」ばかり1年中食べるわけでもないので、「まあ、いいか。名前も記録しているから気になるのなら買わなければいいのだから・・・」と、あまり深刻に考えないことにしました。

それにしても、何が悲しいって、こんなことをしながら食べ物を選んでいるという現実です。これが、今の放射能汚染の実態なのだと思います。線量が低くても、福島原発からの放射性物質に汚染されているという本当に怖い話なのです。

福島原発の事故が終結しない間は、食品の中に放射性物質がどの程度入っているのかを知りたいと思います。市民が食品を持って来れば、無料で放射能を測定して貰える機関や測定器が身近に配置される時期にきているのではないかと痛烈に感じました。

内部被曝がいかにも恐ろしいことなのか、低線量の被曝による影響がどうなのか、10年、20年、30年と時間をかけて明らかにされるのでしょうか。私も、少なからずセシウム134や137を体内に取り込んでいるのでしょうか。私のようなおばさんでも恐いのだから、育ち盛りの子供達や妊婦さん、これから出産を希望する女性達にとって、農薬の心配もさることながら、放射能による食の安全問題はどうなるのでしょうか。食の安心をマイクロシーベルトやベクレルなどの数値で追うことになるのでしょうか。なんてこった。

(用語解説-17) OECD

OECDは「Organization for Economic Co-operation and Development：経済協力開発機構」の略で、本部はフランスのパリに置かれています。

第二次大戦後、アメリカのマーシャル国務長官は経済的に混乱状態にあった欧州各国を救済すべきとの提案を行い、「マーシャルプラン」を発表しましたが、これを契機として、1948年4月に欧州16カ国でOEEC（欧州経済協力機構）が発足しました。これがOECDの前身になります。その後、欧州経済の復興に伴い1961年9月、OEEC加盟国にアメリカおよびカナダが加わり、新たにOECD（経済協力開発機構）が発足しました。日本は1964年にOECD加盟国となりました。

OECDは、先進国間の自由な意見や情報の交換を通して、①経済成長、②貿易自由化、③途上国支援に貢献することを目的とし、これを「OECDの三大目的」といいます。

OECDの意志決定機関として理事会があり、閣僚レベルが参加する閣僚理事会（年一回）と常任代表による通常理事会（頻繁に開催）が開かれています。また、主要な問題に関する検討を行う場として新執行委員会（年2回）があります。

こうしたOECD全体の活動を検討する機関に加え、OECDの三大目的に添う形で経済政策委員会、貿易委員会、開発援助委員会があり、全体で20を超える委員会が多岐に亘る分野において活動しています。なお、環境問題の検討では「環境政策委員会」、エネルギー問題を検討する付属機関として国際エネルギー機関（International Energy Agency）があります。

(GAP 規範委員会)

『読者の皆様へ』

- 『日本 GAP 規範』1-0 版（幸書房、一般社団法人日本生産者 GAP 協会）
—環境保全、労働安全、食品安全のための適切な農業実践の規範—
多くの方々のご協力によって『日本 GAP 規範』が完成しました。農業生産の必携の書「良い農業の道しるべ」としてご活用下さい。昨年秋に刊行しました「未定稿」と比較し、項目数が約半分になり、適正農業を行っていく上で必要な実践に絞り込んだ内容になっています。GAP の教育や GAP の推進に是非お役立て下さい。
- イギリス版「適正農業規範」—私達の水・土壌・大気の保護—
—農場主や生産者、土地管理者に対する適切な農業実践の規範— 山田正美 訳
一般社団法人日本生産者 GAP 協会
欧州の代表的な「GAP 規範」と言われている「イギリス版適正農業規範」の日本語翻訳本です。欧州における「適正農業規範」の考え方と内容を理解し、日本農業のあり方の指針になるものです。『日本 GAP 規範』と併せて是非お読み下さい。
- 『日本適正農業規範（未定稿）』 日本生産者 GAP 協会 GAP 規範委員会編
—環境保全、食品安全、労働安全のための適切な農業実践の規範—
『日本適正農業規範（暫定版）』のもとになった GAP 規範で、残部も少なくなっていますので、この機会に「未定稿」も是非ご購入下さい。
これまでの GAP シンポジウムの資料集は、日本生産者 GAP 協会の事務局に余部があります。シンポジウムに参加されなかった皆様にも実費（1冊 1,500 円）でお分けしております。是非お目通し下さい。 （出版委員会）

【編集後記】

食品への放射能汚染の問題が日に日に深刻になっている。東北・関東の大きな牧場が汚染稲わらとその風評被害のために倒産したり、廃業している。主食の米も、放射能を測定しないと安心できないという声が強くなり、古米が品不足になるほど売れているという。

民間の努力により、原発事故後の風の流れが徐々に明らかになり、放射能汚染マップが次第に詳細になり、身近なホットスポットが判ってきた。そのひとつの努力に群馬大学の早川由紀夫教授のホームページがあり、汚染マップの本も出版されるようになった。それらによると、ここ筑波の地も放射能汚染のあることが判り、隣の牛久市に住む山藤さんが身近な食品について放射線を測定し、除染を試みている。これは身近な問題である。

今回、3回にわたった誌上のバーチャルシンポが最終回となった。この秋には、春期と同様のテーマで『秋期シンポジウム』が開催され、さらに具体的な内容で議論が行われる。予告のニュースの内容をご覧になり、是非多くの方々に参加をいただきたい。

田上理事長の『日本と欧州の GAP 比較』が12回を迎え、今回は GAP 規準における HACCP の概念について具体的に説明していただいた。残念ながら日本の GAP は、筋が少し違っているし、OECD が「日本の縦割り行政の弊害」や「環境政策の不備」等を厳しく批判し、正しく実施するよう勧告している。農水省の中でも、「食品安全を主目的とした GAP」や「環境と調和のとれた農業生産活動規範による少額の補助金」が別々に推進されており、環境問題に適切に対応するよう OECD に勧告されている。環境支払いへの大幅な

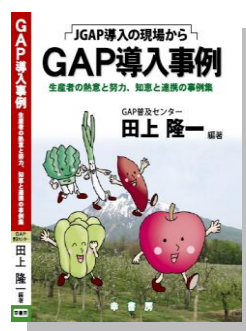
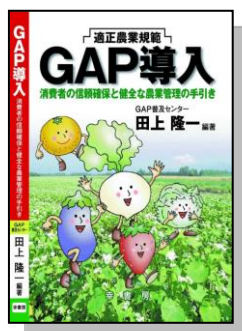
軌道修正を望みたい。

私達の協会では、日本の GAP 規範を整備し、生産者のための適正な農場評価システムの1つのモデルとしてイギリスのレッドトラクター制度も参考にさせていただいている。山田理事のレッドトラクターの記事を是非お読みいただきたい。新しい GAP 規準の参考になる考え方であると思っている。
(食讚人)

【目指す GAP の理念】適切な農業管理（GAP）は、農業生産者の守るべきマナーです。GAP は、自らの農業実践と認証制度により得られる信頼性を通して、自然環境と国民・生活者を守るための公的な規準として機能させるものです。
GAP は、持続的農業生産により自然環境を保全し、安全な農産物により消費者を守り、併せて生産者自身の健康と生活を守るものです。そのためには、日本の法律・制度や社会慣行・気候風土などに適合した日本農業のあるべき姿を規定する「日本適正農業規範」（Japanese Code of Good Agricultural Practices）とそれを評価する物差しである「日本適正農業規準」が不可欠です。日本生産者 GAP 協会は、これらのシステムを構築し、日本における GAP を実現します。

《GAP シリーズ》 定価（本体 1,900 円＋税）

日本における GAP 導入の先駆者『GAP 普及センター』の書籍です。



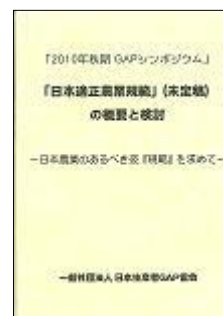
《GAP シンポジウム資料集》 定価（本体 1,500 円税込）

「日本農業を救う GAP は」

「欧州の適正農業規範に学ぶ」

「GAP 導入とそのあり方」

「日本適正農業規範の概要と検討」



『イングランド版適性農業規範』
定価（本体 1,500 円税込）



『日本適性農業規範』（未定稿）
定価（本体 1,500 円税込）



『日本 GAP 規範』
定価（本体 2,500 円）
会員 1 割引・10 冊以上 2 割引



『GAP 普及ニュース』は一般社団法人日本生産者 GAP 協会の機関誌です。

1 月 3 月 5 月 7 月 9 月 11 月の隔月に発行します。

一般社団法人日本生産者 GAP 協会の

正会員・利用会員・賛助会員の皆様には無料で配信されます。

正会員（入会金：個人 15,000 円、団体 30,000 円）

個人会費：10,000 円 団体会費：20,000 円

利用会員 個人会費：10,000 円 団体会費：20,000 円

賛助会員 賛助会費：1 口 30,000 円（1 口以上）

協会の会員は、会員価格での GAP シンポジウムへの参加ができるほか、(株)AGIC の GAP 普及部のサービスも受けられます。(株)AGIC の GAP 普及部では、GAP に取り組む生産者（個人・グループ）と、GAP 導入を指導する普及員や指導員の方々への継続的なサポートを実現するために、GAP の無料相談サービスを提供しております。

《会員の皆様の自由投稿を歓迎します。皆様の疑問にお答えします》

《一般社団法人日本生産者 GAP 協会のプロフィール》

一般社団法人日本生産者 GAP 協会は、「農産物の安全性を確保して消費者を守り、持続的農業生産により自然環境を保全し、併せて生産者自身の健康を守る GAP」のあり方を考え、日本の法令、気候風土と社会システムに合った GAP の振興を図る組織です。

このため、日本生産者 GAP 協会の各委員会は、GAP に関する書籍の出版、GAP シンポジウム、各種セミナーを開催する実行委員会を担うとともに、個々の生産団体や生産者の実態に合わせた効果的・効率的な GAP 実践の普及を担っていきます。

一般社団法人日本生産者 GAP 協会事務局

〒305-0035 茨城県つくば市松代 4-9-26-203 (株)AGIC 内

☎：029-861-4900 Fax：029-856-0024

E-mail：mj@fagap.or.jp URL：<http://www.fagap.or.jp/>

農業情報学会第 23 回食・農・環境の情報ネットワーク全国大会
2011 秋期 GAP シンポジウム 参加申込書

Fax 029-856-0024 大会事務局行き

ふりがな		TEL	
氏名		FAX	
会社名		e-MAIL	
部署名		役職名	
所在地	〒		
参加予定	<input type="checkbox"/> 10月24日 <input type="checkbox"/> 10月24日情報交換会(3,000円) <input type="checkbox"/> 10月25日		
会員種別	該当項目にチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 日本生産者GAP協会会員 <input type="checkbox"/> 農業情報学会会員 <input type="checkbox"/> 共催会員 <input type="checkbox"/> 学生		
必要書類についてご記入ください。請求書は全員に発行致します。 見積書()通 / 納品書()通 領収証につきましては、特別な場合を除いて振込時要旨を領収証にかえさせていただきます旨、ご了承ください。			
通信欄 上記必要書類に関して、請求人、日付の有無、但し書き等は、必ず詳細にご記入ください。			
受講料の支払い方法について、いずれかにチェックをして下さい。 <input type="checkbox"/> 当日現金(領収証発行) <input type="checkbox"/> 事前振込 <input type="checkbox"/> 開催後振込			
一般社団法人日本生産者GAP協会利用会員に加入いたします。 ⇒ (加入する会員種別にチェックを入れて下さい。) (会員特典: ①GAP普及ニュース ②GAP相談サービス ③シンポジウムセミナーの優待 ④書籍割引) <input type="checkbox"/> 利用会員個人年会費 10,000円 <input type="checkbox"/> 利用会員団体年会費(企業、農協、生産組合などの団体) 20,000円 <input type="checkbox"/> 賛助会員年会費(個人、法人、組合などの団体) 一口30,000円()口			
受講料(資料代)は、主催・共催会員 10,000 円、一般 15,000 円、学生無料です。 受講票、郵便振込取扱票、請求書を郵送いたします。1 日のみの受講でも受講料は同じです。 定員は 300 名です。お早めにお申し込み下さい。 ◆これを機に一般社団法人日本生産者 GAP 協会の会員(または農業情報学会)の会員になりませんか。会員価格で参加できます。 ※大会ホームページ http://www.fagap.or.jp/sym201110/ 一般社団法人日本生産者GAP協会のホームページ http://fagap.or.jp/ 農業情報学会(JSAI)のホームページ http://www.jsai.or.jp/			

◆必要事項を記載して、この用紙で FAX していただくか、ホームページにございます申込みフォームにてお申し込みください。ホームページによるお申し込みは、10 月 14 日 17:00 まで受付しております。

◆申込みフォーム <http://www.fagap.or.jp/FS-APL/FS-Form/form.cgi?Code=sym201110>

お知らせ 日本生産者 GAP 協会会員各位

平成 23 年度年会費の御請求は後日郵送させていただきます。

尚、シンポジウムに御参加いただける会員の方は、受講料と一緒に振込みいただければ幸いです。

それでは、ご高配の程宜しくお願い申し上げます。